

平成29年度 健康診断受診促進助成事業実施要領

平成29年4月1日
一般社団法人 滋賀県トラック協会

1. 助成対象者

法定の健康診断を受診した県内の会員事業所に在籍する従業員で、社会保険に加入している者。

2. 予算

1,000万円

3. 申込要領

様式1「健康診断受診促進助成金交付申請書」及び「健康診断受診明細書」に医療機関が発行する領収書の写しを添付し、協会事務局に提出して下さい。

4. 助成金額

従業員1名につき 1,000円（年2回を限度とする）

5. 申請期間

平成29年4月3日～平成30年2月28日

※予算の範囲内で申込順に助成します。

健康診断受診促進助成金交付要綱

平成16年3月26日制定

平成26年3月25日改正

一般社団法人 滋賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法に定める健康診断を受診する(一社)滋賀県トラック協会(以下「協会」という。)の会員に対し、受診の促進をはかるため、受診に要した費用の一部を助成金として交付するにあたり、必要な事項を定め、適正かつ円滑に推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、原則として、法定の健康診断を受診した県内の会員事業所に在籍する従業員で社会保険に加入している者とする。

(助成の交付額)

第3条 会員に対する助成金の交付額は、従業員1名につき1,000円(年2回を限度とする)を助成する。

(交付申請)

第4条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「健康診断受診促進助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会に提出しなければならない。

(交付申請期限)

第5条 前条の助成金交付申請期限は毎年2月末日(必着)までとする。但し、予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

2 助成金の交付については、会費滞納事業者に対する取扱規程を適用する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、専門委員会で協議し、理事会をもって決定する。

(付則)

第1条 この要綱は平成16年4月1日から適用する。

(付則)

第1条 この要綱は平成29年4月1日から適用する。

一般社団法人 滋賀県トラック協会 会長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

⑩

健康診断受診促進助成金交付申請書

健康診断受診促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 _____ 円

※受診者数×1,000 円

1. 内訳

受診者数 計 _____ 名 (別紙明細書のとおり)

2. 振込先銀行口座

銀行名		支店名	
種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

3. 添付書類

- 健康診断受診明細書
- 領収書 (写) 但し、医療機関が発行するもの

健康診断受診明細書

検診年月日 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

事業所名 _____

健康保険証の記号 _____

医療機関 _____

No.	受診者名	健康保険証の番号	No.	受診者名	健康保険証の番号
1		番号	11		番号
2		番号	12		番号
3		番号	13		番号
4		番号	14		番号
5		番号	15		番号
6		番号	16		番号
7		番号	17		番号
8		番号	18		番号
9		番号	19		番号
10		番号	20		番号

※ご記入頂いた個人情報は目的以外には使用しません。

※用紙不足の場合は適宜コピーをしてご使用下さい。